

平成27年国勢調査を実施しています



国勢調査
2015



今回からインターネットで回答できます!

●インターネットで回答していただく世帯は、9月20日(日)までに回答をお願いします。

インターネットで回答のなかった世帯には、後日、紙の調査票を配布して調査を行います。

※なお、インターネットで回答いただいた世帯は、紙の調査票に記入する必要はありませんので、調査員の再訪問はありません。

●回答していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

●国勢調査を装った「かたり調査」にご注意ください。調査員は、その身分を証明する「国勢調査員証」を携帯しています。

〈国勢調査コールセンター〉



0570-07-2015

※IP電話の場合 03-4330-2015

■設置期間／8月24日(月)から10月31日まで(土)

■受付時間／午前8時～午後9時(土日・祝日にもご利用になれます)

※おかけ間違いのないようご注意ください。※ナビダイヤルの通話料金は、一般の固定電話の場合、全国一律で市内通話料金でご利用いただけます。※携帯電話・PHSの場合は、それぞれ所定の通話料金となります。※IP電話用電話番号の通話料金は、所定の通話料金となります。

総務省・茨城県・笠間市 【問合せ】企画政策課(内線551)

給与所得に係る個人住民税は原則すべて 特別徴収(給与天引き)によりお納めいただきます

茨城県および県内全市町村では、納税者間の公平性、納税者の利便性等の確保を図るため、平成27年度から特別徴収実施を徹底する取組みを行っています。

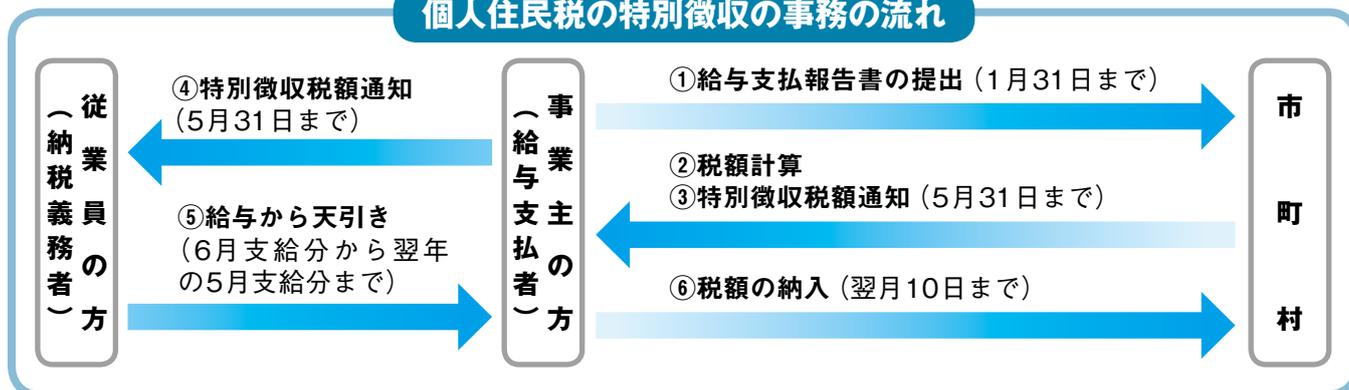
笠間市においても、平成28年度以降さらに取組みを進めていきますので、給与所得に係る個人住民税の特別徴収について、より多くの方にご理解・ご協力をお願いします。

個人住民税の特別徴収とは？

事業主(給与支払者)が所得税の源泉徴収と同じように、従業員(納税義務者)に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引きし(給与天引き)、納入する制度です。

○地方税法および市町村条例の規定により、所得税を源泉徴収する義務のある事業主(給与支払者)は、**アルバイト等を含むすべての従業員(納税義務者)**から個人住民税を特別徴収することが**義務づけられています**。

個人住民税の特別徴収の事務の流れ



【問合せ】 茨城県市町村課 税政担当 TEL 029-301-2481・笠間市税務課(内線112)